

館山市介護職員（初任者・実務者）研修受講費助成金のご案内

館山市では、安房郡市内（館山市・南房総市・鴨川市・安房郡鋸南町）に所在する介護保険や障害の事業所・施設で勤務されている方で、介護職員初任者研修又は実務者研修を修了された方に受講費の助成を行います。

【助成の条件】

- ① 介護職員初任者研修または実務者研修を修了していること。
- ② 研修の修了後6ヶ月以内に介護施設等に就労し、申請時にも勤務を継続していること。
※ 介護施設等とは、下記の表に記載する各法律に定められたサービスを提供する事業所です。

法律	サービス内容
介護保険法	居宅サービス事業所、地域密着型サービス事業所及び介護保険施設（介護医療院を除く）
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助

- ③ 介護施設等は、館山市・南房総市・鴨川市・安房郡鋸南町に限る。
- ④ 申請は、研修課程の修了後、6ヶ月以内にすること。
- ⑤ 申請時には、館山市の住民基本台帳に記録されていること。
- ⑥ 申請時には、市税の滞納がないこと。
※ 市税：館山市市税条例に規定する市税及び館山市国民健康保険税条例に規定する国民健康保険税
- ⑦ 国及び他の地方公共団体から、研修の受講に係る経費の助成を受けないこと。

【添付書類】※交付申請書・請求書と併せて下記の書類を提出してください。

- ☐ 研修を行った団体が発行する受講費等の領収書（原本）
- ☐ 研修を行った団体が発行する修了証明書の写し
- ☐ 介護施設等が発行する就労証明書（申請日の前14日以内に証明されたもの）
- ☐ 市税に関する納税証明書（同意書に署名または記名押印がある場合は省略可能）